

平成 30 年 度

川 越 市 補 正 予 算 書

一 般 会 計

(平成 30 年 8 月 31 日 提出)

目

次

* 一般会計補正予算（第2号）	-----	1 頁
-----------------	-------	-----

議案第97号

平成30年度川越市一般会計補正予算（第2号）

平成30年度川越市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ351,838千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,837,013千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成30年8月31日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		372,000	△7,837	364,163
	1 地方特例交付金	372,000	△7,837	364,163
10 地方交付税		1,150,000	61,338	1,211,338
	1 地方交付税	1,150,000	61,338	1,211,338
14 国庫支出金		17,590,506	90,425	17,680,931
	2 国庫補助金	2,641,876	90,425	2,732,301
18 繰入金		3,767,194	△183,788	3,583,406
	1 基金繰入金	3,719,628	△183,788	3,535,840
21 市債		10,918,600	391,700	11,310,300
	1 市債	10,918,600	391,700	11,310,300
歳入合計		113,485,175	351,838	113,837,013

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,703,664	130,000	10,833,664
	2 徴税費	1,186,163	130,000	1,316,163
3 民生費		48,832,757	8,402	48,841,159
	2 児童福祉費	20,049,545	8,402	20,057,947
8 土木費		8,823,746	84,100	8,907,846
	2 道路橋りょう費	2,999,505	78,700	3,078,205
	3 河川費	320,042	400	320,442
	4 都市計画費	4,666,671	5,000	4,671,671
10 教育費		14,616,675	129,336	14,746,011
	1 教育総務費	2,757,717	129,336	2,887,053
歳出合計		113,485,175	351,838	113,837,013

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10教育費	6社会教育費	蔵資耐事 造料震 り館化業	196,000 千円	平成28年度	39,300 千円	306,000 千円	平成28年度	39,300 千円
				平成29年度	39,100		平成29年度	39,100
				平成30年度	117,600		平成30年度	117,600
							平成31年度	87,600
							平成32年度	22,400

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
英語指導助手派遣業務	平成30年度から平成33年度まで	190,000千円

第4表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
民間社会 福祉施設 整備事業費	千円 116,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 119,500	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
認定こども 園施設整備 事業費	38,100	同 上	同 上	同 上	72,600	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時財政 対策債	千円 1,950,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につい ては、その融資条件 により、銀行その他 の場合にはその債 権者と協定するも のによる。 ただし、据置期間 は2年以内とし、本 市財政の都合によ り償還期限を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借換 えすることができる。	千円 2,303,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につい ては、その融資条件 により、銀行その他 の場合にはその債 権者と協定するも のによる。 ただし、据置期間 は2年以内とし、本 市財政の都合によ り償還期限を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借換 えすることができる。

